

# RS ウイルス予防接種について

## 1. RS ウイルス感染症とは

RS ウイルスは特に小児や高齢者に呼吸器症状を引き起こすウイルスで、1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が、少なくとも1度は感染するとされています。

RS ウイルスの流行には季節性があり、新型コロナウイルスの流行以前は秋冬に流行が見られましたが、近年は夏に流行がみられています。接触・飛沫感染により伝播するため、手洗いや手指衛生といった基本的な感染対策が有効です。

## 2. 症状・経過

感染すると、2～8日の潜伏期間ののち、発熱、鼻汁、咳などの症状が数日続き、一部では気管支炎や肺炎などの下気道症状が出現します。初めて感染した乳幼児の約7割は軽症で数日のうちに軽快しますが、約3割では咳が悪化し、喘鳴（ゼーゼーと呼吸しにくくなること）や呼吸困難、さらに細気管支炎の症状が出るなど重症化することがあります。2010年代には、生後24か月未満の乳幼児における年間のRS ウイルス感染症発生数は12万人～18万人であり、3万人～5万人が入院を要したとされています。また、入院例の7%が何らかの人工換気を必要としたとする報告もあります。

治療は症状に応じた治療（対症療法）が中心で、重症化した場合には酸素投与、点滴などを行います。

## 3. 接種対象となる方

接種時点で、妊娠28週0日から36週6日までの妊婦の方

※過去の妊娠時に組換えRS ウイルスワクチン（母子免疫ワクチン）を接種したことのある方も対象です。

**※接種を受ける方が16歳未満の場合は保護者の同意が必要です。**

## 4. 母子免疫ワクチンとは

生まれたばかりの乳児は免疫の機能が未熟であり、自力で十分な量の抗体をつくることができないとされています。母子免疫ワクチンとは、妊婦が接種すると、母体内で作られた抗体が胎盤を通じて胎児に移行し、生まれた乳児が出生時から病原体に対する予防効果を得ることができるワクチンです。

RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンとして組換えRS ウイルスワクチン（ファイザー社のアブリスボ®）があります。なお、組換えRS ウイルスワクチンのうち、アレックスビー®（GSK社）は母子免疫ワクチンとして用いることはできません。

接種回数（接種方法）	妊娠ごとに1回（筋肉内に接種）
接種スケジュール	妊娠28週0日から36週6日までの間に1回接種。 ※接種後14日以内に出生した乳児における有効性は確立していないことから、妊娠38週6日までに出産を予定している場合は医師に相談してください。
接種に注意が必要な方	・接種によって妊娠高血圧症候群の発症リスクが上がるという報告もあるため、妊娠高血圧症候群の発症リスクが高いと医師に判断された方や、今までに妊娠高血圧症候群と診断された方 ・筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方

その他、明らかな発熱を呈している方、重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方、組換えワクチン（アブリスボ®）の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方等は接種できません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方や近親者に先天性免疫不全症の方がいる方等は接種に注意が必要です。

#### 4. ワクチンの効果

		生後90日時点	生後180日時点
母子免疫ワクチンの効果	RSウイルス感染による 医療受診を必要とした 下気道感染症の予防	6割程度の予防効果	5割程度の予防効果
	RSウイルス感染による 医療受診を必要とした 重症下気道感染症(※)の予防	8割程度の予防効果	7割程度の予防効果

※ 医療機関への受診を要する RS ウイルス関連気道感染症を有する RS ウイルス検査陽性の乳児で、多呼吸・SpO2 93%未満・高流量鼻カニューラまたは人工呼吸器の装着・4 時間を超える ICU への収容・無反応・意識不明のいずれかに該当と定義しています。

#### 5. ワクチンの副作用（副反応）

接種したところが赤く腫れたり、疼痛、頭痛、筋肉痛などがみられたりすることがあります。また、まれにアナフィラキシーショックがみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

#### 6. 他のワクチンとの同時接種・接種間隔

医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、海外の知見で、百日咳菌の防御抗原を含むワクチンとの同時接種で、百日咳菌の防御抗原に対する免疫応答が低下するとの報告があり、接種間隔等については医師と相談してください。

#### 7. 予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、子育て支援課へご相談ください。

#### 8. その他

※ 接種後 30 分間は特に体調の変化がおりやすいのでご注意ください、接種機関もしくは医師と連絡ができるようにしてください。